

財部南小学校いじめ防止基本方針

学校教育目標

学び合い、寄り添い、たくましく生きる子供を育てる

いじめ防止目標

いじめを許さず、自他ともに安心して豊かに生活できる学級や学校をつくらうとする子供の育成

家庭・地域との連携

- ・PTA
- ・公民館
- ・民生委員
- ・学校応援団
- ・消防団
- ・きらり園
- ・財部中学校

学校での取り組み（いじめ防止対策委員会）

- 【目的】 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うために本組織を設置する。
- 【活動内容】 年間計画の作成及び検証、いじめの相談・通報の窓口、情報収集と記録・共有、いじめへの対応等
- 【組織構成】 校長、教頭、生徒指導係、関係担任、養護教諭、その他必要に応じ関係者及び外部専門家

関係機関等との連携

- ・市教委（指導主事の派遣及び助言）
- ・スクールカウンセラー等
- ・ssw
- ・財部交番
- ・曾於市こども未来課
- ・保健課

【教育活動の重点】

子供が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

【子供の主体的な活動】

子供がいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話合う機会を作る。

いじめの防止

【教職員の取組】「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成していく。全教育活動を通して、子どもの社会性を育み、豊かな情操を培い、互いの人格を尊重する態度を養うと共に、豊かなコミュニケーション能力を育む。

分かりやすい授業に努め、一人一人が活躍できる集団づくりに努める。また、指導の在り方には細心の注意を払い、体罰や暴言がないようにする。子供の自己有用感や自己肯定感を育む。

【児童の取組】学級会や児童会等では、いじめ問題について主体的に話し合う。また、1年生を迎える会や6年生を送る会、全校遊び、集会活動等を通して、仲間意識を深める。

【保護者の取組】「いじめはどの子供にも起こりうる」という認識の元、我が子とのコミュニケーション、他の保護者や学校との連携を図る。家庭においては、規範意識を養うための指導に努め、学校が講ずるいじめ防止の措置に協力する。

【生徒指導体制】

全職員で毎月1回子供の様子について情報交換し、課題を共有し、全校態勢で共通実践する。

【相談体制】

- ・教育相談（7月）
- ・教育相談日の設定

【職員研修の重点】

道徳教育等の研修を通して、いじめ防止に関わる取組の一層の充実を図る。

いじめの早期発見

【教職員の取組】「いじめは大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりする」ことを共通認識し、定期的なアンケートや教育相談、日頃の子供の様子や日記、個人面談や家庭訪問等で収集した些細な情報であっても全教職員で共有する。また、子供との信頼関係を構築し、相談しやすい雰囲気を醸成する。さらに、学校楽しいと（年2回）やSNSチェックシート（年2回）も活用する。

【子供の取組】「傍観者は加害者と同じである。」ことを認識し、友だちの変化や問題に気付いたら、担任や親に知らせる。

【保護者の取組】教職員同様、「いじめは大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりする」ことを認識し、子供との関わりを通して、いじめを積極的に認知しようとする。

いじめに対する措置

【教職員の取組】いじめ防止対策委員会を中心に組織で速やかな対応し、被害児童を守り通し、加害児童には毅然とした態度で指導する。被害児童には、継続的なケアを、加害児童には、継続的な指導及び支援を行う。

【子供の取組】児童会を中心にいじめ撲滅や命の大切さについて呼びかけたり、子供同士で悩みを聞き合う活動等を行う。

【保護者の取組】家庭だけで悩まず、積極的に学校や関係機関と連携する。